平成２９年（フ）第１００８号
札幌市手稲区手稲本町２条３丁目４番15―1005号
債務者　工藤　真理
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１４５号
札幌市白石区本郷通１丁目南２番１―306号
債務者　江口　正登
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１５１号
札幌市豊平区平岸３条10丁目２番２号　ハイツいなばＡ―203号
債務者　藤本　容子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１８５号
札幌市白石区北郷７条10丁目３番10―304号、住民票上の住所札幌市白石区北郷３条７丁目６番９号　グリーンハイツＢ―102号
債務者　附田　　真
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１９３号
札幌市手稲区曙３条３丁目１番23号　コーポ伊藤Ⅱ―205号
債務者　佐々木雅一
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２０６号
札幌市白石区菊水上町１条１丁目46番地75しあわせ菊水館107号
債務者　今井奈緒実
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２１７号
北海道千歳市大和２丁目７番６―302号　センチュリーマンション
債務者　野中　順子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２３５号
札幌市豊平区西岡２条１丁目４番23―202号
債務者　松原知恵美（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２４９号
札幌市白石区菊水元町７条１丁目16番11号フラワーハイムＢ―102号
債務者　小原　吉裕
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２６０号
札幌市白石区東札幌１条３丁目４番５号　メゾン・クレールＡ―106号
債務者　兼近　祐輝
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１９号
群馬県藤岡市小林362番地３　ハギワラアパート
債務者　村岡　弘昭
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第６９号
千葉県大網白里市みどりが丘２丁目33番地３
債務者　澤田　麻美
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第３４号
新潟県三条市曲渕１丁目８番５－Ｂ404号、前住所新潟県三条市塚野目２丁目10番１－301号
債務者　深瀧　朋子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第３５号
新潟県加茂市幸町２丁目６番35号
債務者　石田　　恒
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第２２９号
静岡県沼津市大岡3118番地の２　レオパレス幸102
債務者　鈴木　　覚
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２３６号
静岡県裾野市公文名724―４　メゾンタカムラＢ101、住民票上の住所静岡県沼津市岡一色128番地の19　望月ビル２階東
債務者　森　香菜絵
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６号
愛知県一宮市木曽川町黒田字山１番地２　第６日置ビル409号
債務者　上野　幹子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで　名古屋地方裁判所一宮支部